

『万博会場を活用した未来思考の 中小企業の魅力・価値の発信事業』 - 未来航路 20XX年を目指す挑戦の旅 -

世界中が注目する万博会場で 御社の未来社会に向けた挑戦の メッセージを発信しませんか？

1. 『万博会場を活用した未来思考の中小企業の魅力・価値の発信事業』 - 未来航路 20XX年を目指す挑戦の旅 -とは

独立行政法人中小企業基盤整備機構(略称:中小機構)では、「2025年大阪・関西万博アクションプランVer.6」(令和6年9月20日)に基づき、2025年日本国際博覧会(以下、大阪・関西万博)EXPOメッセに出展いたします。

「未来社会をつくる挑戦者たち」に沿った未来思考の製品、サービス、技術等を体験型展示にて来場者に紹介し、日本の中小企業の魅力・価値を世界に発信し、展示を通じ国内中小企業の新たな事業展開や海外展開などを促進します。



©Expo 2025

2. 『万博会場を活用した未来思考の中小企業の魅力・価値の発信事業』 - 未来航路 20XX年を目指す挑戦の旅 - 【未来への挑戦メッセージ】概要

日本で開催される万博という、世界中から注目されるまたとない貴重な機会に「未来社会をつくる挑戦者たち」として、独自に製品・サービス・技術等を開発・提供している国内の中小企業が、事業を通じて実現したい未来社会像とその実現に向けた挑戦や意気込みなどをメッセージにこめ、万博会場内や中小機構万博特設サイトから世界へ発信し、日本の中小企業を知ってもらう機会を創出いたします。

主催	独立行政法人 中小企業基盤整備機構、中小企業庁
会場	2025年日本国際博覧会「大阪・関西万博」 EXPOメッセ「WASSE」
会期	2025年(令和7年)10月3日(金)～10月7日(火) 5日間
対象	国内中小企業 ※中小企業者の定義は末尾参照
掲出形態	会場内および中小機構万博特設サイト等で掲出します。 ※企業名掲出等の掲載の形態・内容に関しては、応募されたメッセージをもとに、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会との協議のうえ決定いたします
費用	無料
募集数	1,000社程度

Be a Great Small.
中小機構



3. メッセージ発信のメリット 以下の①～③で自社のPR活動にご活用いただけます。

メッセージ発信することにより以下のようなメリットがあり自社のPRに繋がります。

① 万博会場にて、未来社会の実現に向けた、自社の挑戦メッセージを世界に発信できます。

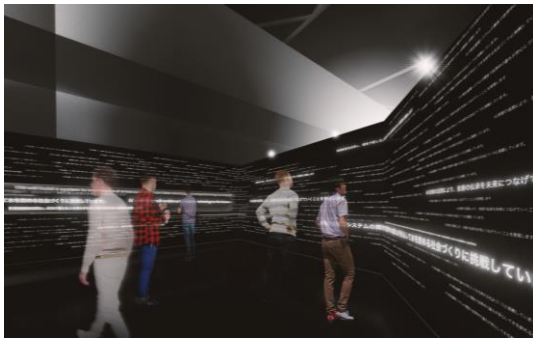
※ただし、メッセージの中で、販促行為に当たる企業名や製品名等は掲載できません
※企業名掲出等の掲載の形態・内容に関しては、応募されたメッセージをもとに、
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会との協議のうえ決定いたします

② 本万博事業の中小機構万博特設サイトに企業名・メッセージ・アピールポイントが掲載されます。

URL:<https://expo2025.smrj.go.jp>

③ 中小機構より本万博事業への参加証を発行します。

万博会場掲出エリアイメージ



中小機構万博特設サイト掲出イメージ



4. 募集するメッセージ内容について

いのちがやく未来社会の実現に向けての貢献を目指す「未来社会をつくる挑戦者たち」として、自社の事業を通じて実現したい未来社会像とその実現に向けた意気込みなどの挑戦メッセージ

※メッセージの中で、販促行為に当たる企業名や製品名等は掲載できません。

【掲出形態】 会場内および中小機構万博特設サイトに掲出します。

※企業名掲出等の掲載の形態・内容に関しては、応募されたメッセージをもとに、
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会との協議のうえ決定いたします

【文字数】 日本語で50字以内、英語は日本語メッセージを翻訳したものを作成してください。

※英語メッセージの入力がない場合は、事務局で翻訳いたします。

例)〇〇(自社の強み)を活かして〇〇(未来像や貢献)します。

- ・水循環システムを活用し、誰もが安心して水を飲める社会づくりに挑戦しています
- ・耕作放棄地を活用した太陽光発電で、地域の特徴に合ったエネルギーを実現します
- ・300年の歴史がある織物技術をもつ職人を未来につなげていくことを目指します
- ・タクシーの配車システム導入に取り組み、いつでも生活に必要な移動ができる社会を実現します
- ・コーヒー豆の直接取引プラットフォームにより、生産者の収入安定を実現します

5. 中小機構万博特設サイトに掲載するアピールポイントについて

自社の強みやサービス、製品などを中小機構万博特設サイトに掲載します。

アピールポイントには画像と企業名、製品名等を記載することができます。

【掲出形態】 中小機構万博特設サイトに掲出します。

【文字数】 日本語で80字以内で作成してください。

【画像】 製品やロゴなどの画像データを1枚掲出できます。

1280px×720px程度

※登録した画像がそのまま使用されます。

※一覧表示では自動的に正方形にトリミングされたものがサムネイルになります。

【検索機能】 任意のキーワードを設定することにより、
サイト来訪者がキーワード検索から
メッセージ発信企業を検索することができます。

中小機構万博特設サイト
掲出イメージ



自社が持つ、以下のような強み等を踏まえて作成ください。

- ・日本のものづくりならではの細部にまでこだわった品質や完成度が高い製品・作品等を生み出す技術や工夫
- ・過去の伝統技術などを活かし時代に合わせた革新的な技術や考え方
- ・AIやIoTなどの最新技術を使い効率と精度を極限まで高めた革新的な技術
- ・自然から着想を得た新技術・環境保全・自然を活用した工夫
- ・性別や年齢など関係なく多様な人々に対応して、生活を豊かにするような製品やアイデア
など

上記のような自社の強みを踏まえ、以下のようなアピールポイントをご記載ください

アピールポイントの例

(例)当社では、精密な光学設計と高精度な独自の加工技術を駆使しクリアな映像と耐久性に優れた唯一無二のカメラレンズを提供します。

6. 申し込み期間

2024年10月24日(木)～2025年1月6日(月)(予定)

申込予定数に達した場合は期間内でも締め切る場合がございます。

7. 申し込み方法

以下のURLにアクセスいただき、『メッセージ発信規約』に同意の上、
必要事項を入力の上、中小機構万博特設サイトよりお申し込みください。

<https://expo2025.smrj.go.jp>

申し込みの際の必要事項

(1)企業情報(必須)・・・お客様情報の登録

- ①企業名 ②住所 ③担当者名 ④担当者電話番号 ⑤担当者メールアドレス
- ⑥資本金 ⑦従業員数 ⑧業種

(2)発信メッセージ・・・参加申し込み情報の入力

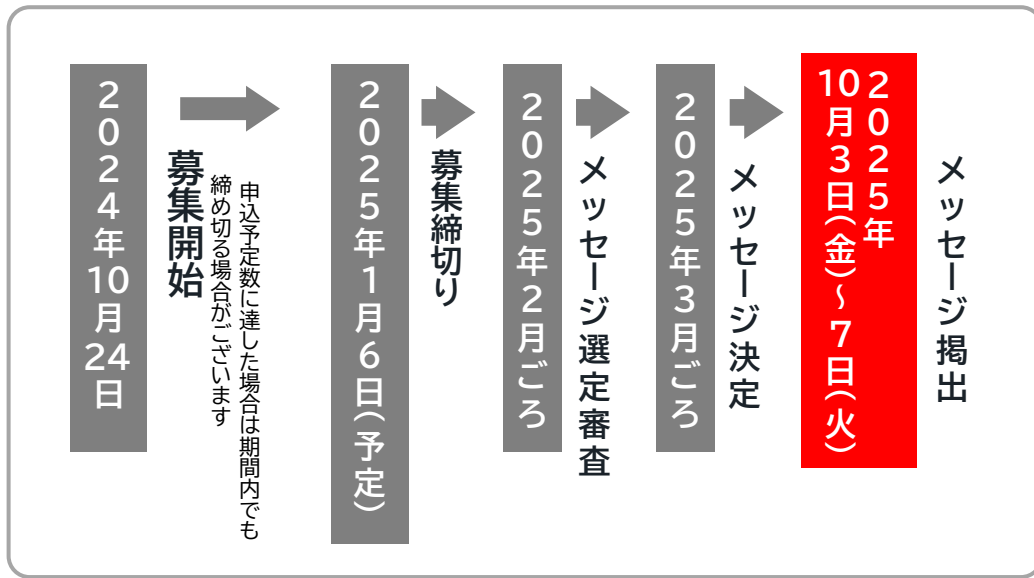
- ①企業名日本語表記(必須) ②企業名英語表記(必須)
 - ③未来への挑戦メッセージ(日本語)(50字以内)(必須)
 - ④未来への挑戦メッセージ(英語)(80字以内)(任意)
 - ⑤自社ホームページURL(必須)
 - ⑥自社のアピールポイント(製品・技術等含む)(80字以内)(必須) ※中小機構万博特設サイトで掲載
 - ⑦検索されたいキーワード(合計80字以内)(任意)
 - ⑧画像データ(1280px×720px程度)(任意) ※中小機構万博特設サイトで掲載
- ※登録した画像がそのまま使用されます。
※一覧表示では自動的に正方形にトリミングされたものがサムネイルになります。

8. 発信メッセージの選定方法

■ 選定項目

- ①国内の中小企業であるか否かの確認(大企業、みなし大企業は出展不可)
- ②メッセージが「本万博事業のコンセプトに沿っている内容」かどうかなど総合的に判断します。
 - 選定のため、申込フォームの全ての必須項目に記載をお願いいたします。
 - メッセージに企業名や製品名が含まれていたり、販促行為にあたる場合は掲載できません。
 - 中小機構万博特設サイトに掲出するアピールポイントには製品名やサービスを記載することができます。
 - 選定結果は、2025年3月ごろよりメールにてご通知いたします。
 - 選定に関する情報は公表いたしません。
 - 事務局より内容の修正や会場内展示への参加協力等のお願いをさせていただく場合がございます。

9. スケジュール



10. 問い合わせ先

『中小企業の魅力価値発信』事務局

E-mail: expo-chusho@tsp-taiyo.co.jp

住所: 〒153-0043 東京都目黒区東山1-17-16 TSP太陽株式会社内

※『中小企業の魅力価値発信』事務局は独立行政法人中小企業基盤整備機構より

TSP太陽株式会社を受託し、運営しています。

※ 「中小企業者の定義」

< 中小企業基本法による定義 >

- 製造業、その他・・・資本金3億円以下または従業員300人以下
- 卸売業・・・資本金1億円以下または従業員100人以下
- 小売業・・・資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- サービス業・・・資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- ゴム製品製造業(一部を除く)・・・資本金3億円以下または従業員900人以下
- ソフトウェア業・情報処理サービス業・・・資本金3億円以下または従業員300人以下

< その他対象となる中小企業の範囲について >

- ✓ 日本に法人登録している外資企業で、上の範囲に該当する企業は中小企業とみなします。
- ✓ 上の範囲に該当する中小企業でも、以下のいずれかに該当する企業(みなし大企業)は対象に含みません。
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
 - ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
 - ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人
- ※ 上記に該当しない場合でも、発行済み株式総数のうち、投資会社の持ち分比率が高い場合でも、大企業の比率が高く、「持分法適用関連会社」とみなされる場合は、経営権を有するものと判断し、みなし大企業とする。
- ✓ 屋号を持っている個人は、中小企業とみなします。事業協同組合、企業組合、協業組合も対象に含みます。